

修学資金貸与規程

山梨赤十字病院

山梨赤十字病院修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、大学、大学院、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）において看護師、助産師又は保健師（以下「看護師等という。」）の資格取得を目指す者、もしくは看護系の大学等に新たに入学・進学及び編入学する者の修学に必要な資金の一部を山梨赤十字病院修学資金（以下「修学資金」という。）として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象)

第2条 修学資金は、大学等に入学した学生のうち、卒業後、直ちに山梨赤十字病院（以下「病院」という。）に就業する意思がある者を貸与対象とする。

(修学資金貸与者の人数)

第3条 修学資金貸与者（以下「貸与者」という。）の人数は、年度毎に山梨赤十字病院長（以下「院長」という。）が定める。

(修学資金貸与期間)

第4条 修学資金の貸与期間は、大学等が定める修学期間とする。ただし、休学等がある場合、その期間中は修学資金を貸与しない。

(成績表の提出及び状況報告)

第5条 貸与者は、貸付の期間において、学年末の成績表を病院が指定する日までに提出しなければならない。また、年2回程度看護部と面談を行うものとする。

2 休学及び留年が決定した場合や、就学の過程で助産師養成施設等へ進学を希望する際は、速やかに院長へ報告し返済、猶予等を協議するものとする。

(修学資金貸与額)

第6条 修学資金は月額7万円を上限とする。

(貸与申請)

第7条 修学資金の貸与を希望する者は、修学資金貸与申請書（様式1）、返済計画書（様式2）及び院長が別に定める添付書類を院長に提出して、修学資金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。

3 連帯保証人は、金336万円（4年間分）を極度額とし本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき貸与者が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(修学資金貸与の決定)

第8条 院長は、前条の申請に基づき、審査の上、貸与の諾否、貸与額等を決定し、速やかに申請者に通知する。

2 修学資金貸与の決定は、貸与者の職員採用を確約するものではない。

(口座の指定等)

第9条 修学資金の支給が決定された申請者は、修学資金の振り込みのための本人名義の銀行口座を指定し、振込口座届出書(様式3)により院長に提出するものとする。

(貸与の中止)

第10条 貸与者が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を中止するものとし、貸与者は既に貸与した修学資金を、全額返済しなければならない。この場合、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を院長と貸与者が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により貸与を辞退したとき

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき

(4) 学業途中において休学及び留年したときは貸与を中止し、復学及び留年した翌年に進級したときは貸与を再開する。ただし、休学期間及び留年期間は1年間に限る。

(5) 学業途中において貸与者として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で修学生としてふさわしくないと認められたとき

(6) 職員採用試験に不合格のとき

(7) 初年度(卒業時)の国家試験に不合格となったとき。

2 貸与者が、就学中に死亡した場合、院長は貸与を中止し、連帯保証人は、既に貸与した修学資金を全額返済しなければならない。この場合、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を、院長と連帯保証人が協議して定めるものとする。

3 前2項に該当するに至った時は、貸与者又は連帯保証人は速やかに院長に申し出なければならない。

(修学資金の返済)

第11条 貸与者は、原則として卒業後、返済計画書に基づき、貸与した修学資金を全額返済しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸与者の申し出により、院長が貸与者に特別な事情があると認める場合は、返済期限を延長することができる。この場合、具体的な返済の額及び返済期間等については、返済の義務が生じたときから速やかに、院長と貸与者が協議して定めるものとする。

(返済の猶予)

第12条 院長は、貸与者が大学等を卒業後、更に助産師養成施設に進学及び編入学し、助産師の資格取得を目指す場合は、その期間は修学資金の返済を猶予することができる。但し入学試験の受験は大学等の卒業時のみとする。また入学できない場合は、貸与した修学資金を全額返済しなければならない。なお進学及び編入学を希望する年は、採用試験の受験資格はないものとする。猶予期間は、その学校の学則に定める正規の在学期間とする。卒業後は、直ちに助産師または看護師として病院に就業するものとする。この場合の修学資金の返済の免除については、第13条の規定によるものとする。

- 2 院長は、貸与者が初年度（卒業時）の国家資格を得られなかった場合は、1年間の限度として返済を猶予できる。但し、この場合引き続き資格取得の意思があり、尚かつ病院への就業の意思がある者のみとする。この場合の修学資金の返済の免除については、第13条の規定によるものとする。
- 3 前2項の適用を受けようとする者は、修学資金返済猶予申請書（様式4）を院長に提出するものとし、院長は、審査の上、返済猶予の諾否を決定し速やかに申請者に通知する。

(返済の免除)

第13条 貸与者が卒業後病院に就業した場合、別に定める条件の区分に応じて、院長は修学資金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与について必要な事項は別に定める。

- 2 本規程に定められた事項で疑義を生じたとき、また規程に定めのない事項が生じたときは、院長と協議の上決定する。

(附則)

この規程は、平成21年7月10日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める修学資金貸与額については、平成29年4月1日現在の修学資金貸与者の従前の貸与額との差額は平成29年4月に遡及し、貸与することとする。ただし、修学資金貸与者のうち、貸与額の変更を希望しない者については、従前の貸与額とすることができる。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。